

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その17)

多賀城市 調査総括表(1/8)

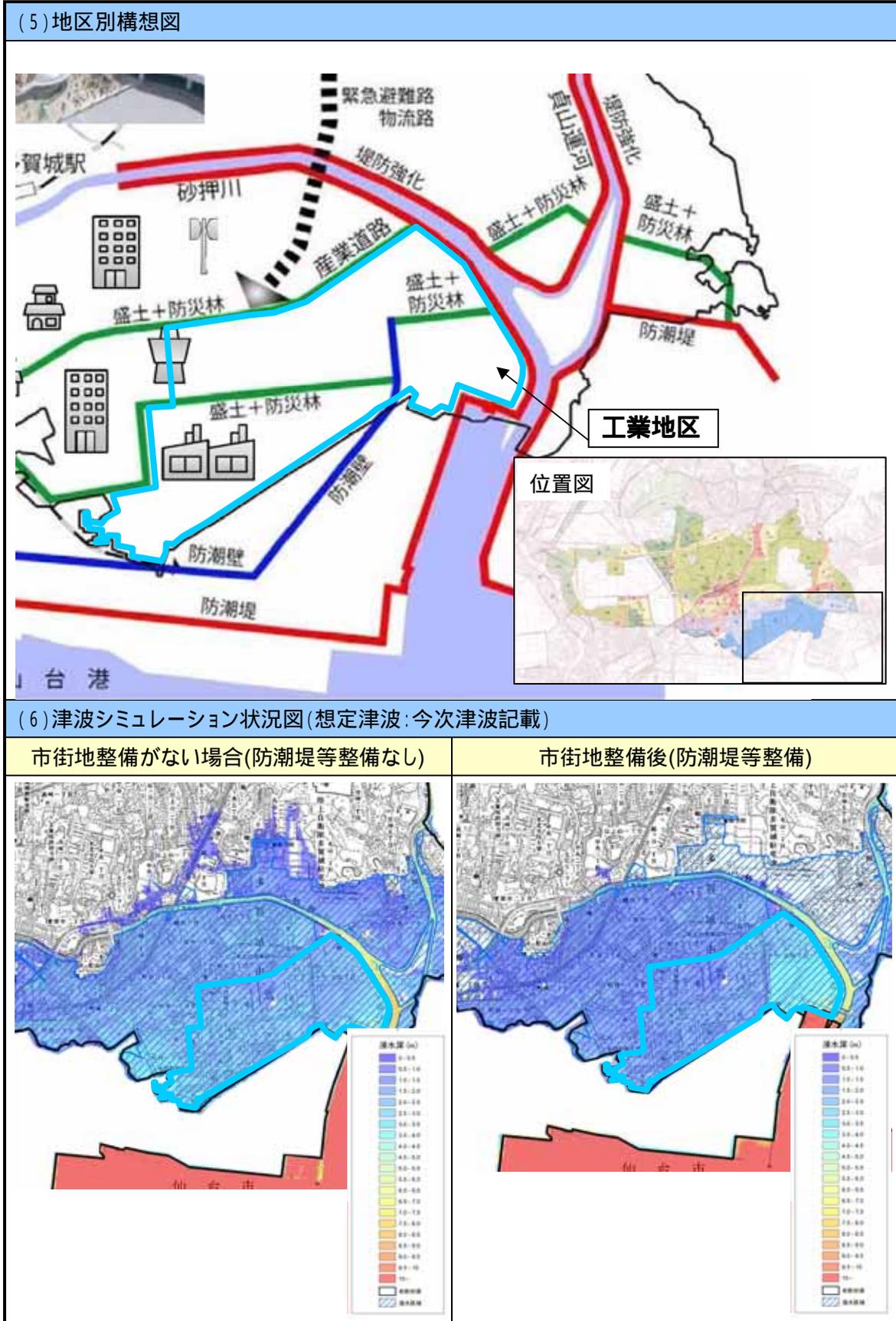
調査番号	その(17)	県名	宮城県	市町村名	多賀城市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	63,060人							
年齢階級別人口								
項目	0-14歳	15-64歳	65歳以上					
人口	9,453人	41,769人	11,531人					
比率	15.1%	66.6%	18.4%					
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者	188名(多賀城市民122名)							
行方不明者	1名							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	全域都計							
市街化区域	区域区分有							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 割合は行政区等々の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区	1,965.0	162.9	8.3	315.4	16.1	104.4	5.3	31
都市計画区域	1,965.0	162.9	8.3	315.4	16.1	104.4	5.3	31
用途地域	1,333.0	162.9	12.2	291.0	21.8	30.6	2.3	31
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	多賀城市震災復興計画	平成23年12月21日	有	有				
その他の方針・計画								
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
津波浸水区域内被災者アンケート(対象:5,187世帯、H23.6.25~7.4)								
津波浸水区域外被災者アンケート(対象:2,000世帯、H23.7.29~8.8)								
工場地帯企業等に対する意向調査(第一回:H23.7.6~7.13、第二回:H23.8.3~8.10)								
復興計画骨子に関する市民意見交換会(H23.8.10(2回開催))								
復興計画骨子に関する意見募集(H23.8.11~8.25 意見数:13件53項目)								
復興計画(案)に係わる市民意見交換会(H23.11.12~11.18 計6回開催)								
復興計画(案)に関する意見募集(H23.11.7~11.25 意見数)49件177項目)								
地元大学(東北学院大学)との連携協力に基づく市民フォーラムの開催(H23.12.10)								

多賀城市 調査総括表(2/8)

3. 復興計画の概要(市町村全体)			
(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)	
<p>1 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地再建が基本 <p>2 津波への対応</p> <p>L1: 仙台港沿いに防潮堤等を整備 今次: 防潮堤、盛土・防災林の整備により居住地域について浸水深を2m未満にする</p>	<p>海岸堤防整備方針</p> <p>L1 対応の防潮堤を整備 (TP4.0m)</p>	<p>現地再建を基本に復興</p> <p>市内全域の水害対策(総合治水対策)</p> <p>住宅地区</p> <p>工業地区</p> <p>断面</p> <p>断面イメージ</p> <p>津波浸水深[*] 2m未満</p> <p>百数十年の頻度で発生する津波[*]への防御</p> <p>今次津波[*]への防御</p>	
	<p>河川堤防整備方針</p> <p>L1 対応の防潮堤を整備 (TP4.0m)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 臨港道路に防潮壁 (TP4.5m) を宮城県が整備 八幡通り公園・産業道路に盛土・防災林を宮城県が整備
	<p>2 線堤等の方針(含む緑地)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 現地個別再建を原則 被害の大きい宮内地区は多様なまちづくり手法を検討中
	<p>市街地整備の方針</p>		<p>産業振興のための広域交通の整備促進(三陸自動車道4車線化・IC整備)</p>
	<p>交通体系の方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線・エリアメール等の整備による避難広報手段の多重化 南北の避難路整備、民間施設の協力を得ながら避難施設(津波避難ビル)の整備
	<p>避難体系の方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤・防潮壁整備による減災対策 台風・集中豪雨による浸水に対応する総合治水対策の実施
<p>地区別の方針の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨海部から砂押川にかけて、津波被害を受けたが、基本的に「多重防御」という考え方に基づく津波等対策を講じ、現地再建を行う。 浸水区域においては、宮城県が、仙台市との境界に位置する臨港道路に防潮堤の整備、市道八幡公園通りの中央分離帯、東北電力鉄塔下、防災公園及び仙台港多賀城地区緩衝緑地の空間を活用した盛土+防潮林の整備、そして、産業道路((都)仙台塩釜線)の中央分離帯を活用した盛土+防潮林の整備を行い、津波の浸水深・流速を抑制しつつ、漂流物を多重防御で抑え、現地での産業及び居住空間の復興を図る。 臨海部住宅地区(宮内地区)においては、建物の全壊被害が多いことから、多重防御での対策を図る。 			
<p>地区名</p>	<p>復興の基本的な考え方</p>		
工業地区	<p>臨海部から産業道路までの工業地区は、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じつつ、区域内の水害等の防止のための下水道等の整備を推進し、被災により流失した産業力を取り戻し、産業の再興を図る。</p>		
住宅地区	<p>砂押川から産業道路までの住宅地区は、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じつつ、南北方向の避難道路として都市計画道路の整備・避難ビルなどの確保(民間施設等との協定)・整備(災害公営住宅等との併用)を図り、安心して居住できる空間形成を図る。</p>		
臨海部住宅地区(宮内地区)	<p>臨海部住宅地区(宮内地区)は、全壊した建物の多い地域であることから、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じ、安心して居住できる空間形成を図る。</p> <p>また、安全な居住地の整備手法について地元と協議しながら検討中。</p>		

多賀城市 調査総括表(3/8)

4.(1) 地区別復興方針(1)		工業地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	91.6	都市計画	市街化区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	仙台港から一体的につながる工業地帯を形成していた。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：5.0m 全壊(流失)：8棟 全壊：143棟 大規模半壊：34棟 半壊：3棟 一部損壊：0棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	津波のみでなく、過去の水害などにも配慮した生産活動を支えるインフラ整備を進め、減災のための多重防御という考え方に基づく津波対策に加え、就業者の生命を守る避難機能の充実を図り、被災前より活動的な生産空間の形成を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B -				
堤防等の整備方針	整備の有無(有り) 堤防高 (TP4.0m) (想定津波：L1) 整備主体 宮城県 河川堤防の考え方： - 二線堤の考え方：仙台港沿岸のL1堤防に加え、臨港道路に防潮壁(TP4.5m)整備				
市街地の整備方針	基本的方針	臨海部から産業道路までの工業地区は、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じつつ、区域内の水害等の防止のための下水道等の整備を推進し、被災により流失した産業力を取り戻し、産業の再興を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無し 土地利用の変更：無し 整備手法：無し			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方： - 移転先及び整備手法： - 移転の対象、方法： - 移転跡地の土地利用方針： -			
	土地利用規制の方針	特になし			
	公共公益施設の方針	今次津波などに対応し、避難ビルの設置または既存施設との協定を締結する			
	その他特記すべき方針	廃業や転出した企業用地を活用し、新たな雇用創出のための企業誘致を促進する。			
	整備スケジュール	産業空間として安心して利用できるよう下水道や避難機能の整備を平成24年度から実施予定。			
避難計画の考え方	地区内の主要な道路を避難路として位置づけ、避難ビルの設置または既存施設との協定を行いつつ、避難のための標識等の設置を行う。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	新たな企業誘致については、税制の優遇などの措置を図るなど当該地域への進出の優位性を向上させる必要がある。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
	宅地の嵩上げ等の実施は、工場等の再開を遅らせると共に、工場の市外流出を助長する可能性が高いことから、早期の現地再建を実現するため、多重防御の考え方に基づく津波対策を講じることとした。				



多賀城市 調査総括表(5/8)

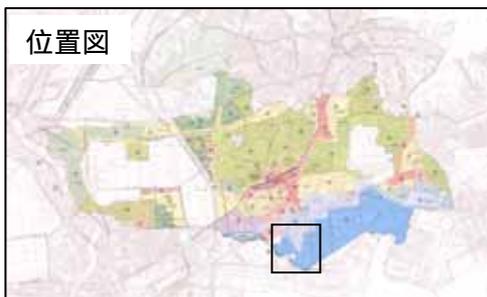
4.(2) 地区別復興方針(2)		住宅地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	503.9	都市計画	市街化区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	幹線道路沿いなどには、沿道利用型の商業施設が立地し、後背地に鉄道及び広域アクセス道路などへ利便性の高い居住地が立地している。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：3.0m 全壊(流失)：19棟 全壊：261棟 大規模半壊：2,242棟 半壊：1,133棟 一部損壊：59棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	津波のみでなく、過去の水害などにも配慮した居住空間の形成を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B -				
堤防等の整備方針	整備の有無(砂押川堤防整備 L1) 堤防高 (TP4.0m) (想定津波：L1) 整備主体 宮城県 河川堤防の考え方：二級河川 砂押川・貞山運河(L1) 二線堤の考え方：仙台港沿岸のL1堤防に加え、臨港道路に防潮壁(TP4.5m)、八幡通り公園・県道仙台塩釜線に盛土+防潮林の整備				
市街地の整備方針	基本的方針	砂押川から産業道路までの住宅地区は、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じつつ、南北方向の避難路として都市計画道路の整備・避難ビルなどの確保・整備を図り、安心して居住できる空間形成を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無し 土地利用の変更：無し 整備手法：無し			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方： -		移転先及び整備手法： -	
	土地利用規制の方針	特になし			
	公共公益施設の方針	今次津波などに対応し、避難ビルの設置または既存施設との協定を締結する			
	その他特記すべき方針	特になし			
	整備スケジュール	居住空間として安心して利用できるよう多重防御という考え方に基づく津波対策に加え、下水道や避難施設の整備に係る調査設計を平成24年度から実施予定。			
避難計画の考え方	地区内の主要な道路を避難路として位置づけ、避難ビルの設置または既存施設との協定を行いつつ、避難のための標識等の設置を行う。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	特になし				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
	被災地域全域での宅地の嵩上げは膨大な費用と時間を要すること、高台への移転は住宅地区が市の中心市街地であり現地での復興が必要なため、多重防御という考え方に基づく津波対策をこうじることとした。				

多賀城市 調査総括表(7/8)

4.(3) 地区別復興方針(3)		臨海部住宅地区(宮内地区)			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	22.1	都市計画	市街化区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	幹線道路沿いなどには、沿道利用型の商業施設が立地し、後背地に鉄道及び広域アクセス道路等へ利便性の高い居住地が立地している。				
被災の状況	今次津波最大浸水深：3.0m 全壊(流失)：4棟 全壊：123棟 大規模半壊：14棟 半壊：0棟 一部損壊：0棟				
復興方針策定上留意すべき特徴	沿岸部に最も近い居住空間であることから、多重防御対策という考え方に基づく津波対策を図り、安全で安心して生活できる居住空間の形成を図る必要がある。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B -				
堤防等の整備方針	整備の有無(有り) 堤防高 (TP4.0m) (想定津波:L1) 整備主体 宮城県 河川堤防の考え方：- 二線堤の考え方：仙台港沿岸のL1堤防に加え、臨港道路に防潮壁(TP4.5m)、八幡通り公園・県道仙台塩釜線に盛土+防潮林の整備、防災公園の整備				
市街地の整備方針	基本的方針	臨海部住宅地区(宮内地区)は、全壊した建物の多い地域であることから、多重防御という考え方に基づく津波対策を講じ、安心して居住できる空間形成を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：2m(盛土整備をする場合) 土地利用の変更：住宅及び災害公営住宅、道路、防災公園整備 整備手法：地区全体の嵩上げや個別嵩上げ支援について地元と協議しながら検討中			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：- 移転先及び整備手法：- 移転の対象、方法：- 移転跡地の土地利用方針：-			
	土地利用規制の方針	地区整備にあわせた現状の用途地域の境界の変更並びに地区計画制度による土地利用規制を実施。			
	公共公益施設の方針	今次津波などに対応し、災害公営住宅に避難ビル機能を導入する。			
	その他特記すべき方針	特になし			
	整備スケジュール	地区整備の有無を含めた整備の方向性について、地元と協議中			
避難計画の考え方	地区内の主要な道路を避難路として位置づけ、避難ビルの設置または既存施設との協定を行いつつ、避難のための標識等の設置を行う。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	現地再建、地区外移転希望など様々な意見があることから、地区整備方法の確定。 当該地区については、地域生活者の意向に基づくまちづくりとなることから、まちづくり手法を適用しない場合は「住宅地区」の整備方針とする。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
防災集団移転促進事業 土地区画整理事業 宅地ごとにおける嵩上げ支援			左記の整備手法を選択肢として住民に提示。 現在、地元の意向を把握中。		

(5) 地区別構想図

位置図



現在検討中

(6) 津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波記載)

市街地整備がない場合(防潮堤等整備なし)

市街地整備後(防潮堤等整備)

